

道の駅ゆのたに駐車場除雪業務委託仕様書

1. 概要

本仕様書は、魚沼市(以下「甲」という。)が委託する道の駅ゆのたに駐車場除雪業務委託について、受注者(以下「乙」という。)が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

2. 履行場所

魚沼市 吉田 地内

3. 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4. 業務内容

道の駅ゆのたに駐車場(以下「駐車場」という。)の出入口2箇所の確保と指定した駐車スペースの除雪を行うものとする。

【駐車場除雪面積】

約 4,022 m² (別紙、図面のとおり)

【作業方法】

早朝の作業は、除雪ドーザ等で積もった雪を堆雪場所付近に集め、ロータリー除雪車等で堆雪場所に集積する。

日中の作業は、駐車場出入口及び駐車場内の通路部分の除雪を行う。

5. 除雪作業の形態

甲は、除雪作業を次表の作業形態で乙に委託するものとする。

区分	作業形態	作業内容
駐車場除雪	借上委託	乙の除雪機械、作業員で、甲の指示により除雪作業を行う。

6. 除雪機械の条件及び委託業務実施基準

(1) 除雪機械は次の規格以上のものを使用すること。

①除雪ドーザ等 13 t 級

②ロータリー除雪車等 300ps 級

(2) 早朝の除雪作業は、駐車場内の積雪が 10 c m 以上の場合に実施し、概ね午前 7 時 30 分までに作業を完了させるものとする。

(3) 日中の除雪作業は、積雪により駐車場内の自家用車等が走行不能になるおそれがある場合で、甲からの連絡を受けたときに実施するものとする。

7. 一冬の除雪作業予定数量

区 分	作業回数	作業時間	
		除雪ドーザ	ロータリー除雪車
日 中	15 回	1 時間	30 分
夜間、早朝	20 回	1 時間	30 分
深 夜	5 回	1 時間	30 分

(1) 契約は、各機械等（オペレーション助手付き）の作業時間帯ごとの1時間当たりの単価契約とする。

(2) 予定数量は、契約期間内においてその数量を保証するものではなく、実際の数量が増減した場合及び前記の規格以外の機械を使用した場合でも契約単価は変わらないものとする。ただし、大幅な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定することができる。

(3) 時間帯区分

区 分	時 間 帯
日 中	08:00～17:00
夜間、早朝	17:00～22:00 、 5:00～8:00
深 夜	22:00～05:00

8. 提出書類

(1) 乙は、契約後に次の事項が分かる書類を提出するものとする。

①緊急時の連絡方法及び連絡先

②予定しているオペレーターの氏名及び保有する免許の種類

(2) 乙は、1ヶ月ごとに作業報告書及び作業前・作業後の写真を提出すること。ただし、甲の担当職員が必要でないと認めたときは、この限りでない。

9. 安全管理

作業の安全管理については、すべて乙の責任において行うものとし、事故を未然に防ぐよう徹底するものとする。

10. 損 害

委託業務の実施について生じた損害は、すべて乙の負担とする。

乙は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を甲に報告し、その損害を賠償しなければならない。

11. 業務の中止

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、業務委託を中止することができる。この場合において、業務委託の中止により乙が損害を受けたとしても、乙は、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(1) 乙の責めに帰する理由により委託業務を完了しないとき、又は完了する見込み

がないと認められるとき。

(2) この仕様書に定める内容に違反したとき。

12. 委託料

委託料は、作業時間帯ごとの1時間当たりの単価に除雪作業に要した甲の確認した実稼働時間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 実稼働時間

除雪機械が連続して除雪作業を行っている時間であり、作業中断時間は控除する。暖機運転は、一稼働当たり15分を実稼働時間に加えることができる。

(2) 計算単位

各時間帯区分のそれぞれ1ヶ月の実稼働延べ時間に1時間未満の端数が生じた場合は、それぞれにおいてその端数が30分以上の時は1時間とし、30分未満の時は切り捨てるものとする。

13. 委託料の支払い

月払いとし、各月の業務完了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

14. その他

(1) 本業務を実施するにあたり、甲は、詰所待機等に伴う乙への補償料及び委託料を原則、支払わないものとする。

(2) この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。